



閉廷後の記者会見で質問に答える差間啓全ラポロアイヌネイション会長（中央）。2025年3月18日、札幌市内で撮影。

ラポロアイヌネイションが日本政府と北海道を相手に提起した「浦幌十勝川サケ捕獲権確認請求訴訟」の控訴審が2025年3月18日、第1回期日を迎えました。この日、札幌高等裁判所（斉藤清文裁判長）の法廷に立った差間啓全ラポロアイヌネイション会長の意見陳述を採録します。

意見陳述書

2025年3月18日

ラポロアイヌネイション会長

差間啓全

私は、ラポロアイヌネイション会長の差間啓全です。

ラポロアイヌネイションが、アイヌとして初めて、浦幌十勝川河口でのアイヌの慣習と伝統に基づくサケ捕獲権の確認を求めた裁判は、地方裁判所で棄却されたため控訴しました。高等裁判所での最初の口頭弁論にあたり、私から一言、話させていただきます。私たちは、大学が学問のためとして、私たちの先祖の遺骨を盗掘まがいを持ち去った遺骨の裁判を通して、3つの大学と和解し、遺骨が返還され、アイヌ本来の土に返す、再埋葬を行ないました。遺骨とともに、遺骨の副葬品も一

緒に返還されました。私は、その中にアバリという網の修理をする道具を見た時に、私たちの先祖が川でのサケ漁に網を使っていたことを知った、あの衝撃的な気持ちですが、この訴訟を起こすきっかけになったことは、忘れもしません。

日本政府は、アイヌの聖地であるこの大地に、入植者たちを好き勝手に入り込ませ、私たちの先祖から、土地や資源や全てのものを奪いました。そしてアイヌは日本人として同化させられ、和人の生活を強要させられました。私たちの、土地や自然資源に対する権利は、日本の憲法や法律ができる前から私たちアイヌが持っていた固有の権利です。この権利は決して奪われるものではないし、私たちアイヌは放棄もしていません。裁判所には、この当然のことを認めてほしいのです。



Utaspano uoupekare 互いに支え合う 葛野辰次郎『キムスポV』より

北大開示文書研究会  
ニューズレター

2025年6月19日発行

37

土地や自然資源に対する権利は、日本の憲法や法律ができる前から私たちアイヌが持っていた固有の権利です。この権利は決して奪われるものではないし、私たちアイヌは放棄もしていません。

現代になって、政府はアイヌを先住民族と認識し、具体的に法律や制度を施行させてきました。しかし、現状は、法律で「アイヌ文化の振興」を謳っているが、私たちの権利を認めてはなりません。たとえば、アイヌ施策推進法です。この法律は、アイヌ文化とは、経済的活動を含む、承継されてきた生活様式を含むものであるとしているのですから、経済的活動としての私たちの生

世代が変わっても、アイヌが奪われた様々なことを返してもらおうまで、先駆者たちが、不甲斐なく、みじめに追いやられたその魂と一緒に、また、声を出したくても出せない同志のためにも、私たちがポロアイヌネイションが先頭にたって戦い続けます。

業をアイヌ文化として認め、振興するべきです。

アイヌ施策推進法2条2項では、アイヌ施策について、以下のとおり定義しています。

「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発（アイヌ文化の振興等）並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活する為のアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策」

そして2条1項では、アイヌ文化について次のように定義しています。

アイヌ文化とは、「アイヌ語並びにアイヌにおいて承継されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれから発展した文化的所産をいう」

このようにアイヌ施策推進法において、初めて「承継されてきた生活様式」がアイヌ文化に含まれると明記され、単に言語、音楽、舞踊等に限らず、生活様式そのものが文化であることが確立されました。

この生活様式とは、経済的活動を含むアイヌの生き方や暮らし方（生業）のことです。

アイヌの生き方や暮らし方そのものがアイヌ文化であり、アイヌの生業としての経済的活動そのものが文化です。

私たちの求めるサケ捕獲権が否定されることは、私たちの文化に対する権利が無視されていることとなります。

アイヌ施策の在り方に関する有識者懇談会の報告書では、国がとるべきアイヌの人々の文化の復興施策の対象について、「近代化政策の結果として、打撃を被った先住民族としてのアイヌの人々の文化の復興の対象は、言語、音楽、舞踊、工芸等に加えて、土地利用の形態等をも含む民族固有の生活様式の総体と考えるべきである」とし、その上でアイヌ文化の実践、継承を行なうことが可能となるような環境整備を図っていくことや、経済活動との連携等により自律的な生活の回復に結びつけていくような取り組みを促進し

ていくことが重要であると述べています。有識者懇談会は、アイヌの文化の復興の対象は、土地利用の形態等をも含む民族固有の生活様式総体であり、その上での経済活動を含んだ自律的な生活を回復させる取り組み、政策を求めているのです。復興されるべき文化は、「土地利用の形態等をも含む民族固有の生活様式の総体」であり、経済活動を含んだ自律的な生活を回復させることが国の責務と明記しています。

裁判所を含めた国の機関は、アイヌ文化としてのサケ捕獲権を認め、私たちが自律的な生活を回復させる義務があるのです。そして、何よりもこの裁判において、私たちのサケ捕獲権が文化享有権として認められなければなりません。

私たちは、それによってこそ、アイヌが自律的な生活を回復し、誇りを持って生きることができるのです。

今年の1月25日、内閣官房によるアイヌ施策推進法の5年後の見直しとして、私たちの浦幌町厚内あつないで開催され、

意見交換し新しい施策を話し合いました。

私たちは今述べたようなことを意見書として、内閣官房アイヌ政策室に正式に提出しました。

前会長の差間正樹さきま まさきが判決前に亡くなりましたが、私たちは、その意思を引き継ぎ、権利を獲得するまで、一丸となって戦います。

世代が変わっても、アイヌが奪われた様々なことを返してもらおうまで、先駆者たちが、不甲斐なく、みじめに追いやられたその魂と一緒に、また、声を出したくても出せない同志のためにも、私たちがポロアイヌネイションが先頭にたって戦い続けます。今の私たちの成し遂げようとしている姿こそ、先駆者への供養につながると思っています。

この法廷が、私たちアイヌが奪われた権利を取り戻し、新しい社会が生まれるきっかけとなり、全世界に向けた先進した先住民政策を日本から発信できることを切実に期待しています。

## 3・18閉廷後の原告記者会見／訴訟支援集会の発言記録から



### 井上千晴さん

一般社団法人アイヌ力

白老からまいりました、一般社団法人アイヌ力、宇梶静江代表の事務局

をしております、井上千晴と申します。もうひとつのプロジェクトとして、

「森・川・海のアイヌ先住権を見る化するプロジェクト」というのにも参加しています。まさに昨日(3月17日)、

さっぽろ自由学校「遊」の公開講座で、アイヌの権利について(アイヌ数人が

車座になって)話をしたんですけど、いま、ラポロアイヌネイションだけが

前に立って闘っている状態。ほんと、なんていうか、任せつきりなんですよね、現実として。どうしてこうなのか

なって、私たち「アイヌ力」でも考えるんですけど、やはり同胞たちの意識

がない。「一緒に手をつないでやりましょうよ」っていう声をなかなか上げ

にくい。地域性もあつたりするんですけど。宇梶静江さんはいま室蘭の病院でリハビリに励んでいます、もしここに静江さんがおられたら、また叫ぶ

江さんはいま92歳。私が40代ですけど、この年代ががんばらないと。(ラポロアイヌネイションだけに)任せていてはダメだなんて、きょう啓全さんの言葉を聞いて、思いました。

青山学院大学のみなさんが、きょうの裁判を傍聴に来られたと聞いて、「アイヌの子どもたちも勉強しましょうよ」って、本当に思います。8歳の息子がいるんですけど、学校教育からそういうことを学んで、声を上げられる人になってほしいって思います。



### 申恵丰さん

青山学院大学教授

こんにちは。私は国際人権法を研究しております、主に日本が批准した人権条約が国内でどのように実施されているのか、またされていないのか、ということを研究しています。きょうはゼミの3年生の学生9名と一緒に(傍聴に)来ました。(弁護団の)市川先生、長岡先生には、いろいろ調整いただき、たいへんありがとうございます

した。

私は、地裁にあてて意見書を書いたんですが、国際法の論点で言うと、このアイヌの人権問題について、日本は今までも自由権規約とか人種差別撤廃条約とか、いろいろな条約委員会から「アイヌの天然資源を利用する権利を尊重すべきだ」と何回も何回も勧告されています。けれども国は、「法的拘束力がない」「ただの委員会の意見だ」といって耳を貸さないんですね。このテーマに関しては、国連の先住民族権利宣言というとても大事な宣言文があつて、2007年採択のもので、日本政府も賛成票を投じています。日本政府はその翌年によく「アイヌは先住民族だ」という宣言を出したんですけど、じゃあそれに見合った権利の保障が国内法にあるかというと、ほとんど何も無い状態です。日本政府の国際人権法に対する姿勢には本当に大きな問題があります。一番大きな問題のひとつは、自ら加入した条約なのに、その条約の委員会が出している「所見」とか「意見」に対して、「法的拘束力はない」「一点張りなんです。」「だってらいつたい何のためにそういうもの(国際基準)があるのか」って、本

当に大きな疑問が生じるんです。人権を保障しようという目的で条約をつくり、委員会が勧告を出しているわけですから、誠実にそれを守ろうとするのが本来のありべき態度です。私たちはそういう政府に対して、「そういう態度ではいけない」という声を上げ続けなければいけないと思います。

委員会の所見を「法的拘束力がない」という理由で無視する日本政府の態度は、じつは最高裁によって乗り越えられています。たとえば昨年7月3日、旧優生保護法に対して違憲判決が出ました。最高裁は「自由権規約の委員会や女性差別撤廃条約の委員会から、日本は被害者の救済を勧告されている」と(判決文で)触れつつ、でもそうしたものに法的拘束力があるかないかなんて、最高裁は一言も言及しませんでした。そういう判例がいくつかあるので、政府の(「法的拘束力がない」という)理屈は、最高裁レベルで、もう乗り越えられている。形式的な意味での法的拘束力とは関係なく、先住民族の権利に関する国際基準を考慮する必要がある、と訴えていくことができるし、しなければいけないと思います。ぜひみなさん、引き続きご関心もっていただければと思います。どうもありがとうございます。

# 3・18閉廷後の原告記者会見／訴訟支援集会の発言記録から



## 市川守弘さん

ラポロアイヌネイション  
弁護団長

きょう私からは、「控訴理由書」と、向こう（被控訴人＝国、北海道）から答弁書が出てきたものに対して提出した「準備書面（1）」の要約を話しました。「控訴理由書」は100ページを超えていて、「準備書面（1）」も50ページくらいの大部になりました。

「控訴理由書」では、大まかに次のように主張をしました。

そもそも原判決は、誤った歴史認識の上に立って、控訴人＝ラポロアイヌネイションが求めている権利が「排他的独占的漁業権である」と一方的に認定し、「そのような排他的独占的漁業権はいかなる国際条約でも認められてはいない」という形で、その法的根拠を否定しています。また、文化享有権の「文化」が、いわゆる伝統文化の伝承や伝統漁法——魚の捕り方ですね——、その承継のためにだけ文化があつて、経済活動を営む、つまりなりわいとして漁業を営むことまでは文化に入らないんだ、と。

さらに「河川や自然資源はいわゆる公法的支配管理、ようするに国が唯一の管理者であつて、国の管理のもと、法律で認められていけばサケ捕獲権も認めてもいいけど、そういう法律はないんだから、アイヌ集団のサケ捕獲権は認めるわけにいかない」と、まあ大ざっぱにいうとそういう原判決だったんですね。

それに対して、そもそも歴史認識が大いに間違っている、と反論しました。ラポロアイヌネイションが求めている権利は、そのような「独占的排他的漁業権」ではない。そんなこと一言も言っていないですよ。歴史的に排他的独占的漁業権があつた、と言っているだけで。現在、求めているのは「文化権としてのなりわいとしてのサケ捕獲権」であつて、それは独占的排他的な権利ではない。

それから「公法的支配管理」——河川と自然資源の国が唯一の管理者だということに対しては、そもそも河川をそういう形（の管理体制）にしたのは、明治政府が海（1875年）と河川（1876年）は官有だと宣言して、るんですが、北海道／蝦夷地において、アイヌ集団が支配権原をもっていたも

のを明治政府が勝手に官有宣言をした。これはいわば侵略でしょう。それから、国連の先住民族の権利宣言は、「伝統的に所有していた土地や自然資源は、自らの自由な意志に反して奪われることはない」と言っています。それからすれば、国には原状回復の義務があるでしょう。……といったことを、「控訴理由書」を中心に要約して述べました。

「準備書面（1）」ではさらに、（控訴人が求めているのは）固有の権利だということを大前提に、先住民族の固有の権利は国際条約などで認められていて、原判決がまったく無視していた国連からの「総括所見」「一般的意見」「勧告」、去年出た「ビジネスと人権作業部会報告書」——（裁判所は）すべて無視するんですよ。「法的拘束力がない」「個人的な見解にすぎない」とかね——だからそれに対して逐一反論しています。



Utaspano uoupekare 互いに支え合う 葛野辰次郎『キムスポV』より

北大開示文書研究会ニューズレター No.37 2025年6月19日  
編集・発行 北大開示文書研究会  
共同代表 清水裕二、殿平善彦  
事務局 〒077-0032 北海道留萌市宮園町3-39-8（三浦忠雄方）  
FAX 0164-43-0128 <http://www.kaijiken.sakura.ne.jp>  
ロゴデザイン 浅野由美子 写真 平田剛士

こちらどうぞ 北大開示文書研究会 WEB

## ラポロアイヌネイション サケ捕獲権訴訟支援センター

<https://kaijiken.sakura.ne.jp/fishingrights/index.html>

### 【裁判資料】

- 札幌高等裁判所控訴審第1回期日・差間啓全ラポロアイヌネイション会長の意見陳述（2025/3/18）
- 札幌高等裁判所控訴審第1回期日・「控訴理由書」「準備書面（1）」の要約陳述（2025/3/18）
- 控訴人「準備書面（1）」（2025/3/11）
- 控訴理由書（2024/9/13）
- 申 恵丰・青山学院大学法学部教授の「意見書」

